

# 令和8年度 由利本荘市木造住宅耐震改修補助事業のご案内

地震による建物の倒壊等を未然に防止し、市民の安全を守るため、住宅の耐震改修を行う方に対し市がその費用の一部を補助する事業です。



## 【対象住宅】

- (1) 由利本荘市内に存する木造戸建て住宅 ※1
- (2) 耐震診断の結果を受けて、耐震改修が必要と判断された住宅
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅 ※2
- (4) 過去にこの事業に基づく補助金の交付を受けたことがない木造戸建て住宅

※1：店舗兼住宅（店舗部分の床面積が、延床面積の1/2未満のもの）、貸家（賃借人の同意を得たもの）を含む

※2：増築部分（平成12年5月31日までに着工したものかつ、延床面積の1/2未満のもの）を含む

## 【対象者等】

- (1) 対象住宅を所有する個人であること（共有し、または実質的に所有していると認められる場合を含む）
- (2) 対象者世帯及び対象住宅に居住する世帯が、本市の市税等を滞納していないこと
- (3) 震診断を行った結果、上部構造評点が1.0未満のもの（特定行政庁から住宅等に対する耐震改修等の勧告を受けたものを含む）で、耐震改修後の上部構造評点が1.0以上となるよう補強工事を行うもの

## 【補助金の額】

- ・耐震改修工事に要する費用の23%（千円未満切捨） 上限30万円

## 【受付期間・募集戸数等】

事前相談が必要です。

- ・受付期間：令和8年5月1日（金）～ 令和8年12月18日（金）
- ・募集戸数：1戸（募集戸数に達した時点で終了します）
  - ① 高齢者向け耐震改修融資（リ・バース60）を利用する改修 1戸
  - ② ①以外の改修 1戸

## 【お問い合わせ・受付窓口】

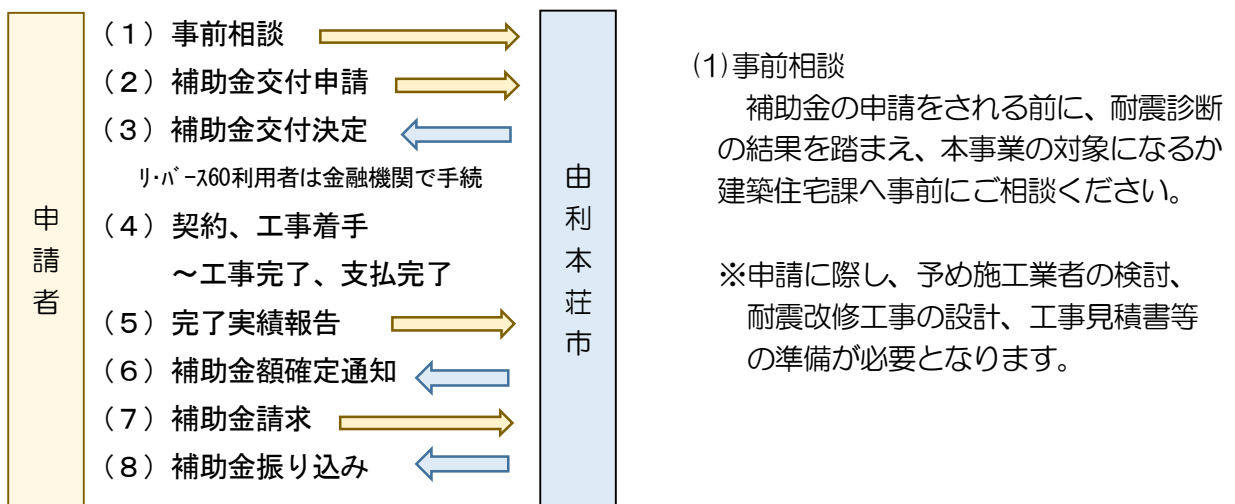
由利本荘市建設部 都市計画課（建築営繕班）  
〒015-0801 由利本荘市美倉町27-2（由利本荘市役所第二庁舎1F）  
TEL 0184-24-6368 FAX 0184-24-1599  
Mail toshi@city.yurihonjo.lg.jp

**【①リ・バース60を利用される場合について】**

- リ・バース60は、住宅金融支援機構と提携する民間金融機関で展開する融資。
- 高齢者を対象とした自宅を担保とする終身型融資制度（リバースモーゲージ型）で、毎月の支払いは利息のみとし、元金は融資利用者の死亡時に、相続人が「一括返済」か「担保物件の売却」を選択し返済。  
 ※返済方法および死亡後の物権売却完了までに発生する税金や維持費等の負担について  
 予め相続人に同意を得ておく必要があります。
- 担保物権の売却後に債務が残る場合に関し、相続人における次の2つの取り扱いがあります。
  - (1) ノンリコース型：相続人は残債を返済する必要無し  
 （債務免除益発生による一時所得課税が生じる場合あり）
  - (2) リコース型：相続には残債を返済する必要有り
- この融資を利用し耐震改修補助事業を行う場合、国の利子補給により月々の利息が「無利子」または「低利子」となります。  
 （利用者が満70歳以上の場合は全期間が「無利子」、60～69歳の場合は「低利子（1/3）」  
 ※利子減額については、金融機関によって異なります。
- この融資を利用する場合は、「利子補給制度利用対象証明書」を交付しますので、補助金申請と同時に申請してください。証明書が交付されましたら、取り扱い金融機関へ融資のお申込みを行っていただきます。融資の申し込みから実行までは約3ヶ月程度が見込まれます。
- その他融資の詳細については、取り扱い金融機関へお問い合わせください。  
 また、内容については予告なく変更となる場合がありますので予めご了承ください。

※利子補給制度への対応可能なり・バース60取り扱い金融機関：別紙

**【補助金申請手続きの主な流れ】**



**【注意事項】**

- (1) 補助金の交付決定前に、対象住宅の耐震改修工事（契約を含む）を行った場合は、補助金の交付対象外となりますのでご注意ください。
- (2) 対象住宅の耐震改修工事完了後（支払含む）、速やかに実績報告書および関係書類をご提出ください。提出期限：令和9年2月26日（金）

## 【必要書類】

### (1) 補助金交付申請時

- ①木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）
- ②対象住宅の所在地、建築年次及び所有者が確認できる書類  
（建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書、固定資産課税台帳等）
- ③補助対象者であることが確認できる書類  
（所有者世帯及び対象住宅に居住する世帯全員の住民票謄本。世帯分離している場合は、分離世帯を含む）
- ④納税等状況調査同意書（様式第14号）
- ⑤対象住宅の現況が確認できる書類  
（付近見取図、配置図、平面図、立面図、現況写真等）
- ⑥対象住宅の耐震診断結果が確認できる書類  
（木造住宅耐震診断報告書（写））
- ⑦耐震改修工事の内容が確認できる書類  
（改修工事設計図書、改修により上部構造評点が1.0以上となることが確認できる書類（写））
- ⑧耐震改修工事の見積書（写）
- ⑨対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改修の実施に係る同意書
- ⑩委任状（対象住宅の所有者本人が申請できない場合）\*印鑑登録証明書が必要
- ⑪高齢者向け耐震改修融資（リ・バース60）を利用する場合は、利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第11号）
- ⑫その他市長が必要と認めるもの

### (2) 補助事業完了時

- ①木造住宅耐震改修完了実績報告書（様式第8号）
- ②耐震改修工事の契約書（写）
- ③耐震改修工事に要した経費の領収書（写）
- ④対象住宅の耐震改修工事の状況が確認できる書類  
（施工図、工事写真（施工前、施工中、施工後）、施工内容に変更があった場合は変更内容がわかる設計図書等）
- ⑤耐震改修工事後の耐震診断結果が確認できる書類  
（改修により上部構造評点が1.0以上となったことが確認できる書類）
- ⑥建築基準法による建築確認を要する工事の場合は建築基準法第7条による検査済証
- ⑦請求書、補助金振込用口座の通帳写し
- ⑧その他市長が必要と認めるもの

### (3) その他

- ・補助金の交付決定後、事業内容（施工期間や工事金額等）に変更が生じる場合は、補助金交付変更申請書を提出が必要です。また、事情により補助事業を中止または取り止める場合は、取下届の提出が必要です。
- ・虚偽の申し込み等、不正行為があった場合は、交付決定が取り消しとなります。